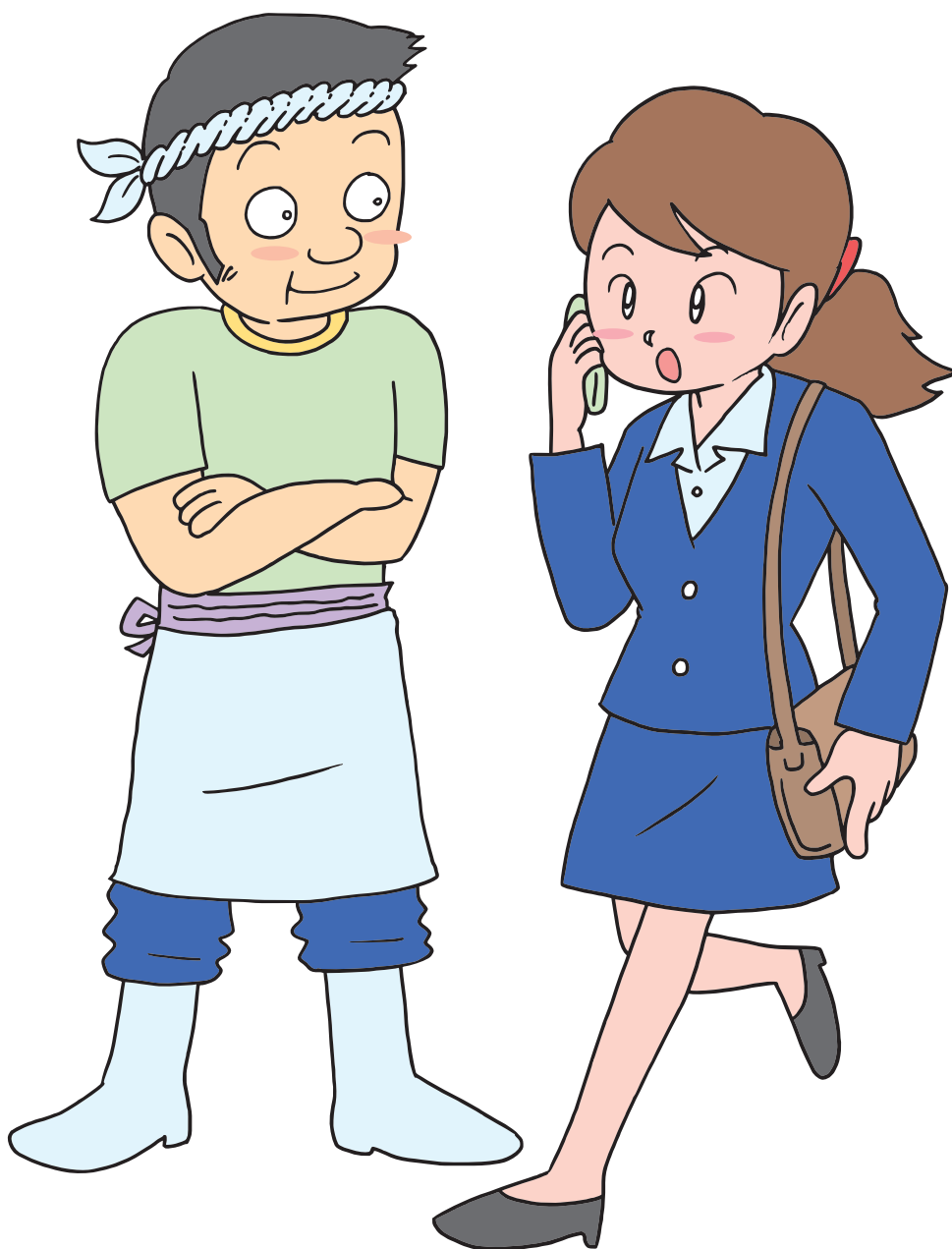


事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は お済みですか



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

事業主のみなさまへ

目 次

- 労働保険の成立手続…………… 2
- 労働保険料の申告・納付…………… 5
- 労働保険事務組合制度…………… 8
- 労災保険制度…………… 9
- 雇用保険制度……………17
- 一般拠出金の申告・納付……………20
- 電子申請・電子納付について…22
- 参考1（記入例）…………… 23
- 参考2（保険料率表他）…………… 28
- 労働保険制度についてよくある質問… 30

厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

労働保険とは このような制度です。

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険とは

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



労働保険の成立手続

成立手続等の方法

保険関係成立届、概算保険料申告書

労働保険の適用事業となった場合には、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署または公共職業安定所に提出しなければなりません。その後、当該年度分の労働保険料(保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額)を概算保険料として申告・納付することとなります。

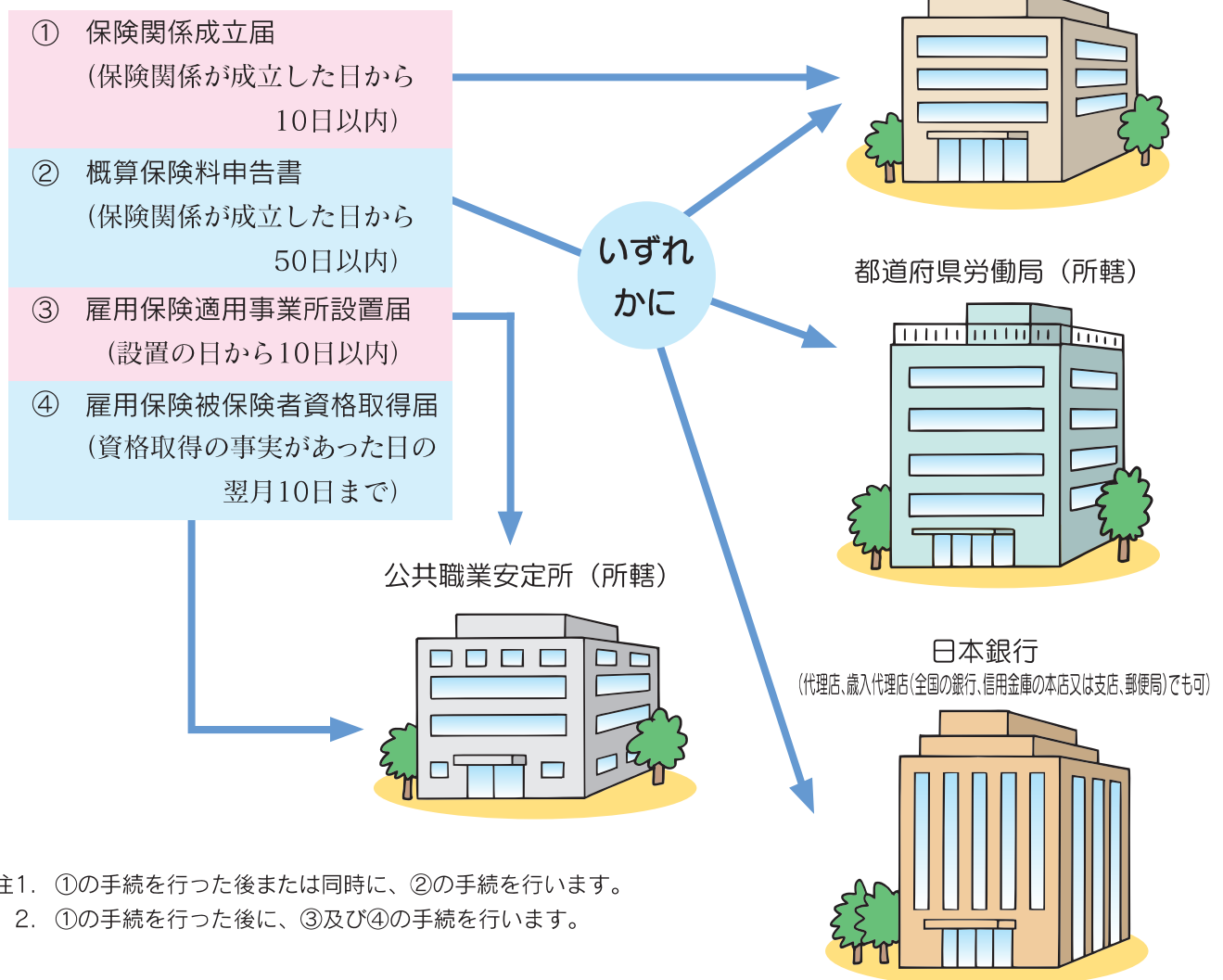
(保険関係成立届及び概算保険料申告書の記入方法については、p23～p24参照)

雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届(p25参照)及び雇用保険被保険者資格取得届(p26参照)を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

Ⅰ 一元適用事業の場合

※一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取扱う事業です。



II 二元適用事業の場合

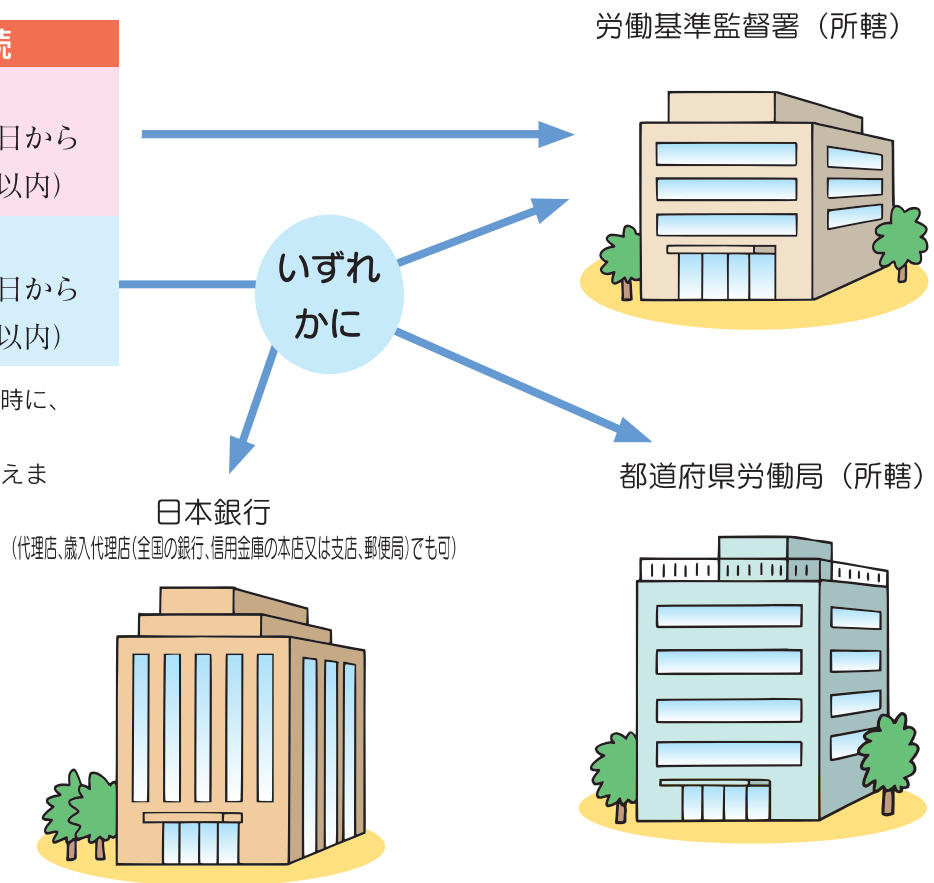
※二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的(別々に)に行う事業です。

一般的に、農林水産業・建設業等が二元適用事業となり、それ以外の事業が一元適用事業となります。

1. 労災保険に係る手続

- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日から10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日から50日以内)

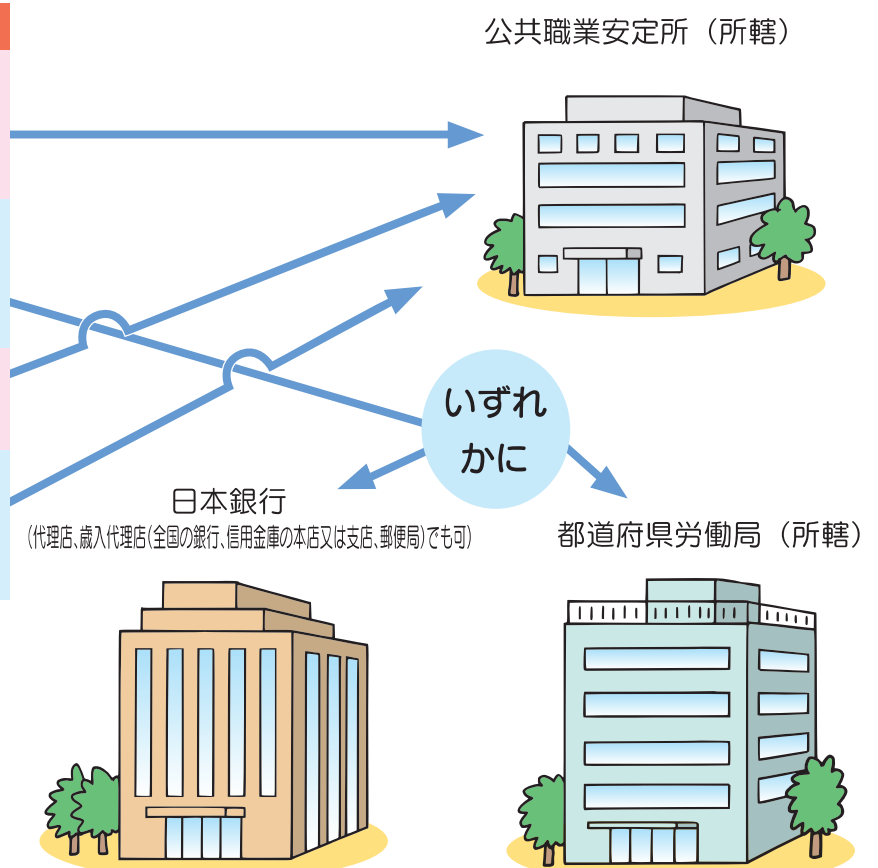
注. ①の手続を行った後または同時に、
②の手続を行います。
公共職業安定所では手続を行えません。



2. 雇用保険に係る手続

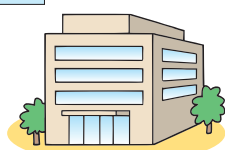
- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日から10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日から50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届
(設置の日から10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届
(資格取得の事実があった日の翌月10日まで)

注. ①の手続を行った後または同時に、
②～④の手続を行います。
②の手続は公共職業安定所では行えません。



成立手続を怠った場合は

図1



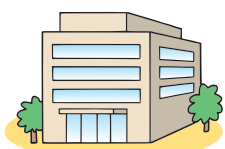
行政官庁

●遑って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）



事業主
(労働保険未手続)

図2



行政官庁

●遑って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）

●労災保険給付に要した費用の全部または一部を費用徴収



事業主
(労働保険未手続)

被災労働者

労働保険は政府が管理し、運営する強制的な保険ですので、原則として労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は労働保険の成立手続を行い、労働保険料を納めなければなりません。

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遑って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。※図1

また、政府は事業主が故意または重大な過失により労働保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労災に該当する事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遑って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収することになります。※図2（P15～16参照）

労働者の取扱い

労働者とは、職業の種類を問わず、事業場に使用される者で労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

なお、短時間労働者（いわゆるパートタイマー）及びアルバイト等の取扱いについては、労災保険はすべて「労働者」として対象となります。

雇用保険については、下記の要件をすべて満たしていれば被保険者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 31日以上雇用の見込みがあること。

その他、法人の役員や同居の親族、高校、大学等の昼間学生等の取扱い等については、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせください。

労働保険料の申告・納付

労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとしており、事業主の皆さまには、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。

これを、「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、労働局及び金融機関で手続を行っていただくこととなります。

(注) 公共職業安定所では申告・納付を取扱っておりませんのでご注意ください。

労働保険料の延納(分割納付)

概算保険料額が40万円(労災保険または雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合または労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、原則として、下記のとおり労働保険料の納付を3回に延納(分割納付)することができます。

ただし、一般拠出金(p20~21参照)については、延納(分割納付)することができません。

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期 間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日 ～11.30	12.1～3.31
納期限	7月11日	10月31日	翌年1月31日	成立した日 から50日	翌年1月31日

◎労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。

◎継続事業で10月1日以降に成立した事業については、分割納付が認められないので、成立した日から3月31日までの期間の保険料を一括して納付していただくことになります。

◎有期事業については、事業の全期間が6ヵ月を超え、かつ概算保険料の額が75万円以上のものはおおむね上記に準じた方法で分割納付が認められます。

◎年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。

重要なお知らせ

労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 平成22年12月から、事業主が労働保険の加入に必要な手続きを行っているか否かを、求職者や労働者の方々が、インターネット上で検索できるようになります。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類（労災保険・雇用保険）」です。
(注) 労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続（雇用保険の資格取得手続）がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の皆様におかれましては、名称や所在地に変更がある場合は、10日以内に「名称・所在地等変更届」を労働基準監督署等に提出していただく必要があります。
変更がありましたら、速やかに提出をお願いいたします。
- 労働保険の適用事業場のデータは、1ヵ月に1回の頻度で更新しているため、各種お届けをいただいてから情報が反映されるまでに時間を要することがあります。
- 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm
厚生労働省トップページ「行政分野ごとの情報」内「労働基準」→「労働保険の適用・徴収」
→労働保険に関する総合情報はこちら

特例納付保険料の制度が設けられました。

- 事業主の方は、原則として、労働者の方を雇っている場合には、労働保険の成立手続を行い、雇用する労働者の方に係る労働保険料を納付しなければなりません。
- このため、2年を超えてさかのぼって雇用保険の保険の加入手続を行った労働者の方について、本来納付していただくべきであった労働保険料を納付することができるよう、平成22年10月1日から特例納付保険料の制度が設けられました。
- 事業主の方は、公共職業安定所からの納付勧奨を受けて、納付の申出を行っていただくことにより、本来納付していただくべきであった労働保険料に相当する額に10%を加えた額を、特例納付保険料として納付することができます。
- 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>
厚生労働省トップページ「行政分野ごとの情報」内「雇用」→「分野別施策紹介」（雇用保険）
→雇用保険制度

増加概算保険料の申告・納付

増加概算保険料の申告・納付

概算保険料申告書を提出したのちに、年度の中途において、事業規模の拡大等により賃金総額の見込額が当初の申告より100分の200(2倍)を超えて増加し、かつ、その賃金総額によった場合の概算保険料の額が申告済の概算保険料よりも13万円以上増加する場合は、増加額を増加概算保険料として申告・納付してください。

労働保険料の負担割合

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額です。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。

（労災保険率）事業の種類により $\frac{3}{1000}$ から $\frac{103}{1000}$ までに分かれています。（P28参照）

（雇用保険率）雇用保険率及び事業主と被保険者（労働者）との負担の内訳はP29のとおりです。

例

食料品・日用品等の小売業を営んでいて、労働者に支払う一年間の賃金が330万円（毎月20万×12ヵ月、賞与45万×2回）の場合

小売業についての労災保険率は4/1000（卸売業・小売業）、雇用保険率は15.5/1000（一般の事業）ですので、（労働保険料）＝（賃金総額）×（労災保険率＋雇用保険率）により労働保険料は、 $3,300,000 \times (4/1000 + 15.5/1000) = 64,350$ 円となります。

また、この場合、事業主負担分は、雇用保険の被保険者負担分を除いた分となります。

雇用保険の被保険者負担分は、賃金額に被保険者負担率を乗じることにより、毎月1,200円（ $=200,000 \times 6/1000$ ）、賞与時2,700円（ $=450,000 \times 6/1000$ ）となり、一年間分の合計は19,800円（ $=1,200 \times 12月 + 2,700 \times 2回$ ）となります。

したがって、事業主負担分の労働保険料は、44,550円（ $=64,350 - 19,800$ ）となります。

（注1）労災保険率及び雇用保険率は事業の種類によって異なります。

（注2）雇用保険の被保険者負担分の計算にあたり、従来用いられていた「一般保険料額表」は平成17年3月31日限りで廃止されています。

事務処理の委託・代行の制度

これらの事務処理については労働保険事務組合に委託できる制度や社会保険労務士に代行させる制度がありますのでご検討ください。

労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

●労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出してください。

●委託できる事業主は

常時使用する労働者が、

（金融・保険・不動産・小売業

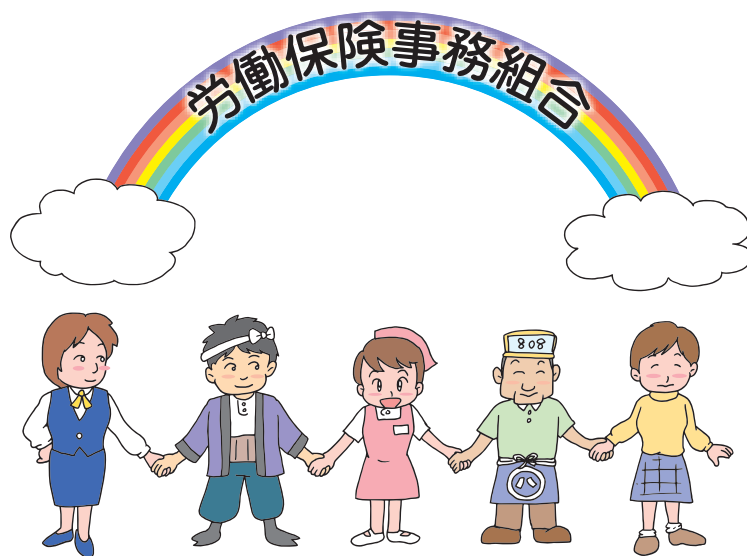
にあつては50人

卸売の事業・サービス業

にあつては100人

その他の事業にあつては300人

）以下の事業主となります。



●委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務（特別加入申請書の様式はP27参照）
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

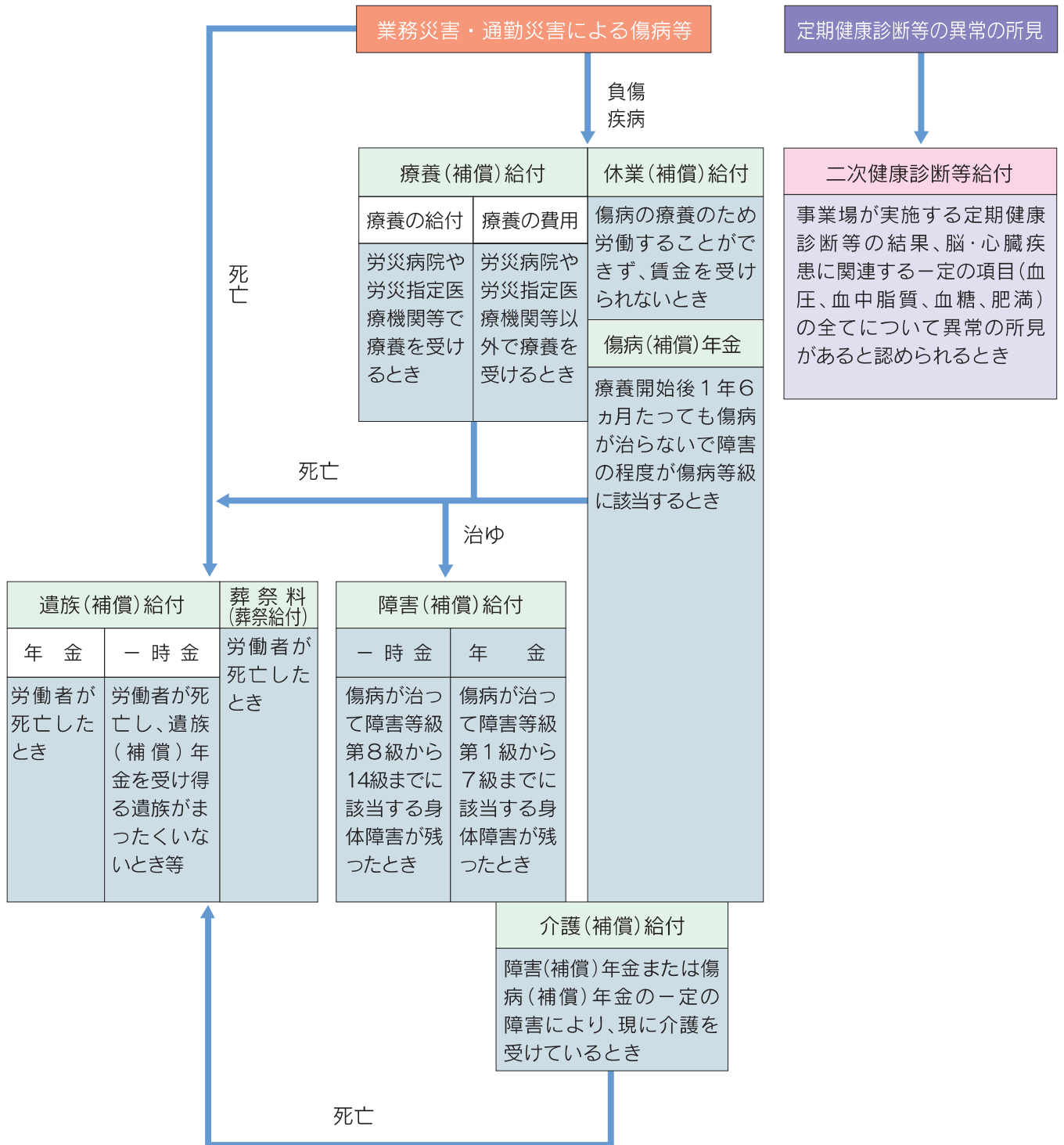
なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれませんのでご注意ください。

●事務処理を委託すると次のような利点があります

1. 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化が図られます。
2. 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます。（P5「労働保険料の延納（分割納付）」を参照）
3. 通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。

労災保険制度

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の方に必要な給付を行います。



〈労災給付の種類〉

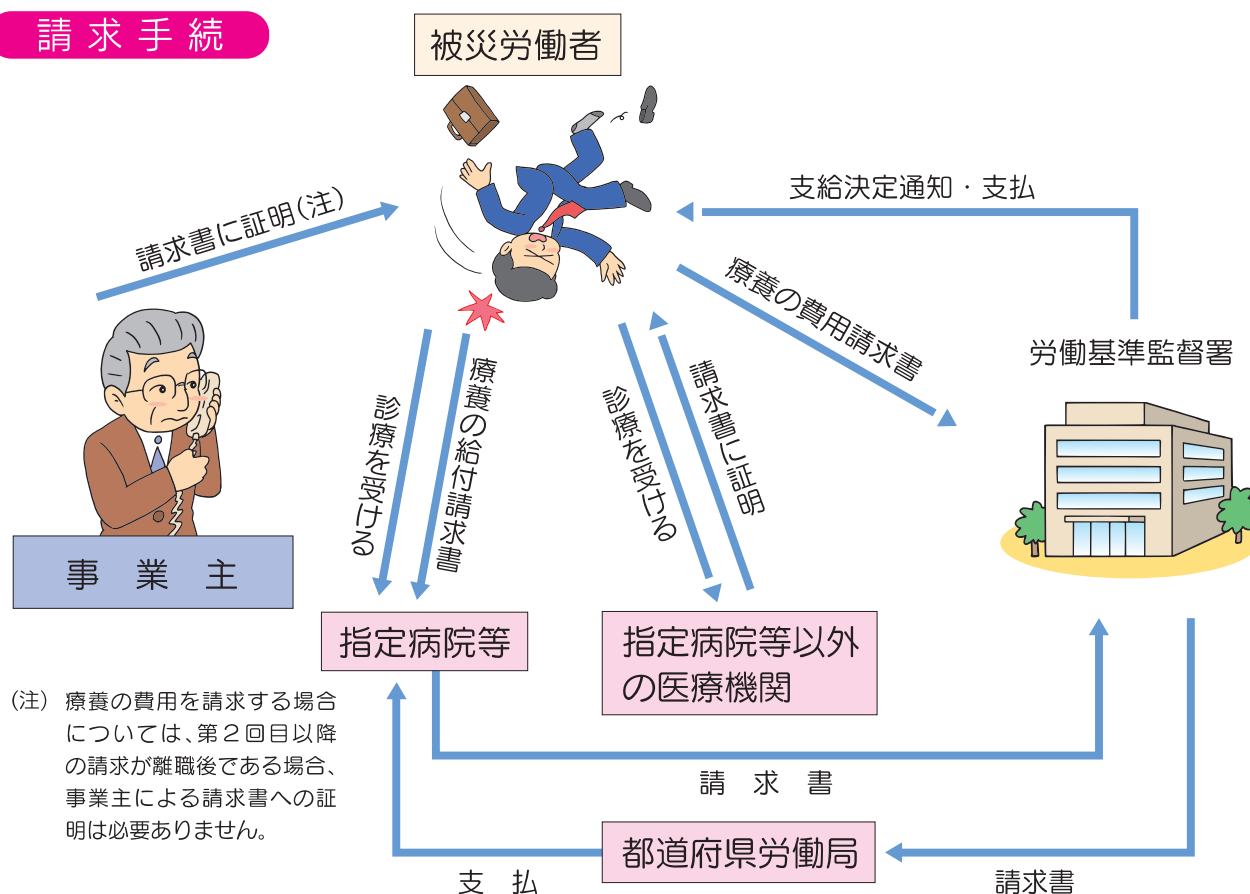
1 療養（補償）給付

労働者が業務上または通勤による傷病により療養を必要とする場合に行われ、現物給付としての「療養の給付」と現金給付としての「療養の費用の支給」の2種類がありますが、「療養の給付」が原則です。

「療養の給付」とは、労災指定病院等で受診した場合には、原則として傷病が治癒するまでの間、無料で療養を受けられる、つまり現物による給付を行う制度です。これに対し「療養の費用の支給」は、労災病院や労災指定病院以外で療養を受けた場合等において支払った費用を現金で支給する制度です。

なお、療養（補償）給付の範囲としては、治療費、入院の費用、看護料、移送費等通常療養のために必要なものは、原則、全て含まれます（ただし一般に治療効果の認められていない特殊な治療や傷病の程度から必要ないと認められる付添看護師を雇った場合等は支給されません）。

請求手続



2 休業（補償）給付

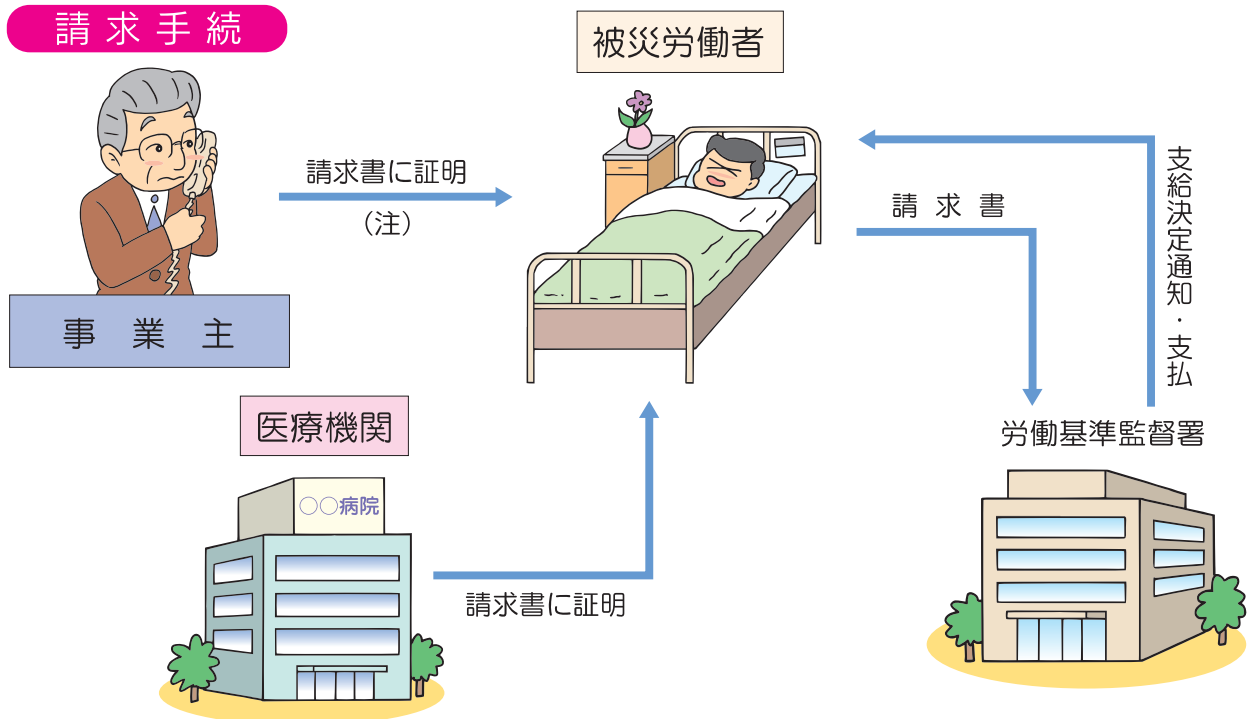
労働者が業務上の事由または通勤による傷病の療養のために休業し、賃金を受けない日の第4日目以降から支給されます（ただし、業務災害の場合、休業初日から3日間は事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償を行わなければなりません）。

この場合、休業1日につき給付基礎日額の60%が休業（補償）給付として支給されますが、このほかに、労働福祉事業として給付基礎日額の20%が特別支給金として休業（補償）給付とセットで支給されます。

給付基礎日額は、原則として、災害が発生した日以前3ヵ月間に被災した労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った額です。

なお、労災保険における給付基礎日額については年齢階層区分により最高限度額及び最低保障額が厚生労働大臣告示により決められており、平均額が最高限度額及び最低保障額に満たないとき、適用されます。

(注) 通勤災害の場合は、一部負担金200円(健康保険の日雇特例被保険者の場合は100円)が必要となりますが、これは休業給付を支給する際に自動的に政府が減額して支給することとしております。



(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部または一部が離職前に係る休業期間を含む場合は、請求書への証明が必要です。

3 傷病（補償）年金

療養開始後1年6ヵ月を経過しても治ゆせず、傷病等級（第1級～第3級）に該当するときに、政府が職権で給付を決定し、支給額については、日額の313日～245日分が年金として支給されます。

4 障害（補償）給付

傷病が治ゆしたとき身体に一定の障害が残った場合、障害等級第1級～第7級の場合は、給付基礎日額の313日～131日分の障害（補償）年金が、また第8級～第14級の場合は給付基礎日額の503日～56日分の障害（補償）一時金が支給されます。

(注) 同一の事由により、厚生年金保険の障害厚生年金等が併給される場合には、一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

① 障害（補償）年金差額一時金

障害（補償）年金の受給者が死亡した場合、その者に支給された障害（補償）年金の合計額が次表の額に満たないときは、その差額が一時金として遺族に対し支給されます。

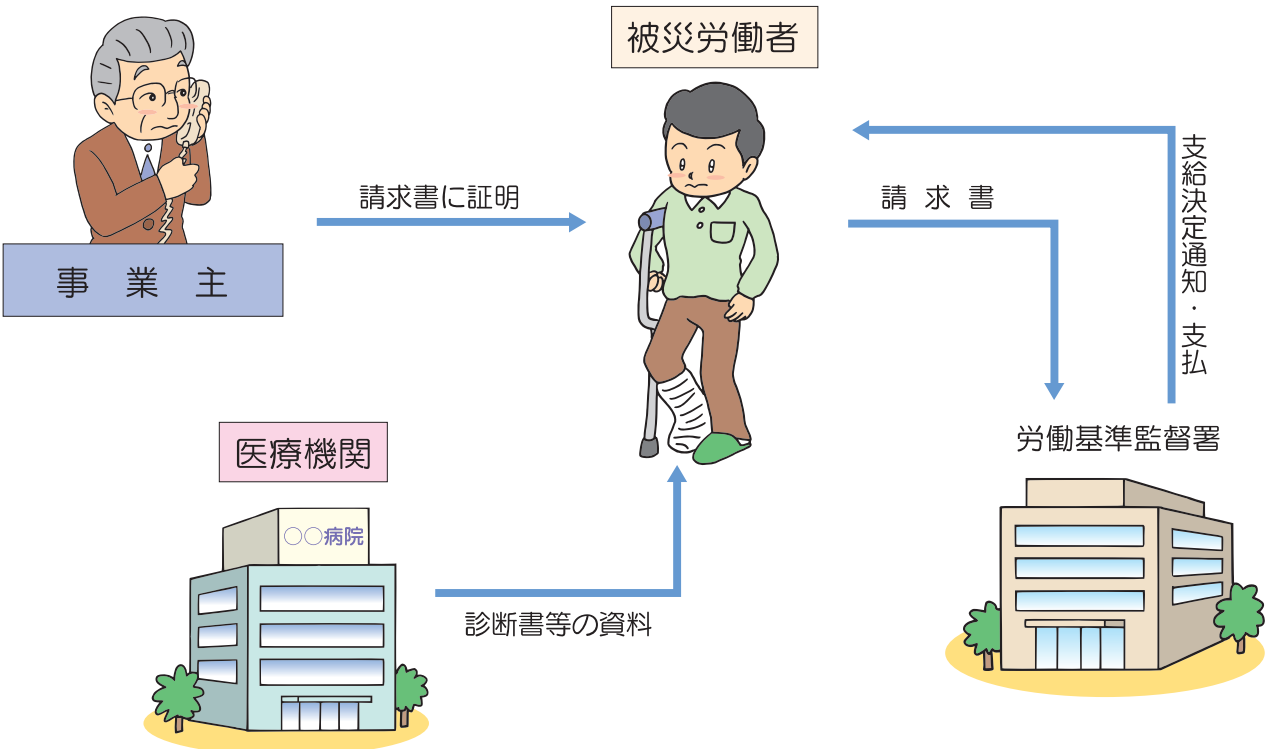
② 障害（補償）年金前払一時金

障害（補償）年金受給権者の請求に基づいて、その障害等級に応じ、次表に掲げてある額を最高限

度として障害（補償）年金が一定額までまとめて前払で受けられますが、前払一時金に達するまで年金は支給停止されます。

障害等級	額
第1級	給付基礎日額の1,340日分
第2級	1,190日分
第3級	1,050日分
第4級	920日分
第5級	790日分
第6級	670日分
第7級	560日分

請求手続



5 遺族（補償）給付

労働者が業務上の事由または通勤により死亡した場合に支給され、遺族（補償）年金と遺族（補償）一時金の二種類があります。

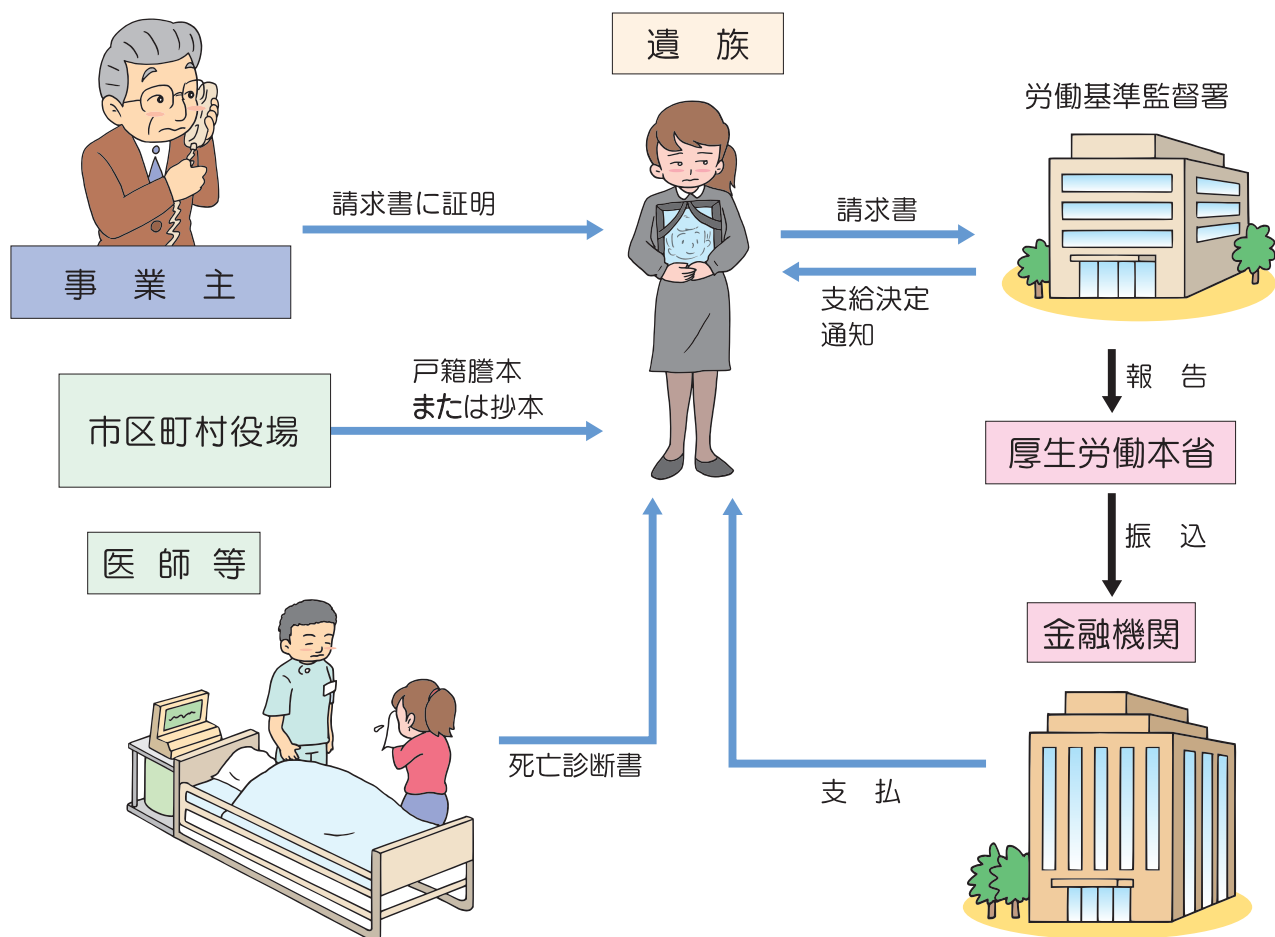
労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた一定の範囲の遺族に対し遺族（補償）年金が、年金受給権者がいない場合には、一定の範囲の遺族に対して給付基礎日額の1,000日分の遺族（補償）一時金が支給されます。

遺族（補償）年金の支給額は次のとおりです。

遺族数	年金額
1人	年金給付基礎日額の153日分
55歳以上の妻又は障害の状態にある妻	175日分
2人	201日分
3人	223日分
4人以上	245日分

（注）遺族数は、遺族（補償）年金の受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数です。
同一の事由により厚生年金保険の遺族厚生年金等が併給される場合は一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

請求手続



遺族（補償）年金
前払一時金

給付基礎日額の1,000日分を限度とする一時金を年金の前払金として受けられますが、前払一時金相当額に達するまで年金は支給停止されます。

6 葬祭料（葬祭給付）

葬祭を行った者に対し、315,000円＋給付基礎日額の30日分または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。

7 介護（補償）給付

一定の障害により傷病（補償）年金または障害（補償）年金を受給し、かつ、現に介護を受けている場合に、月を単位として支給されます。

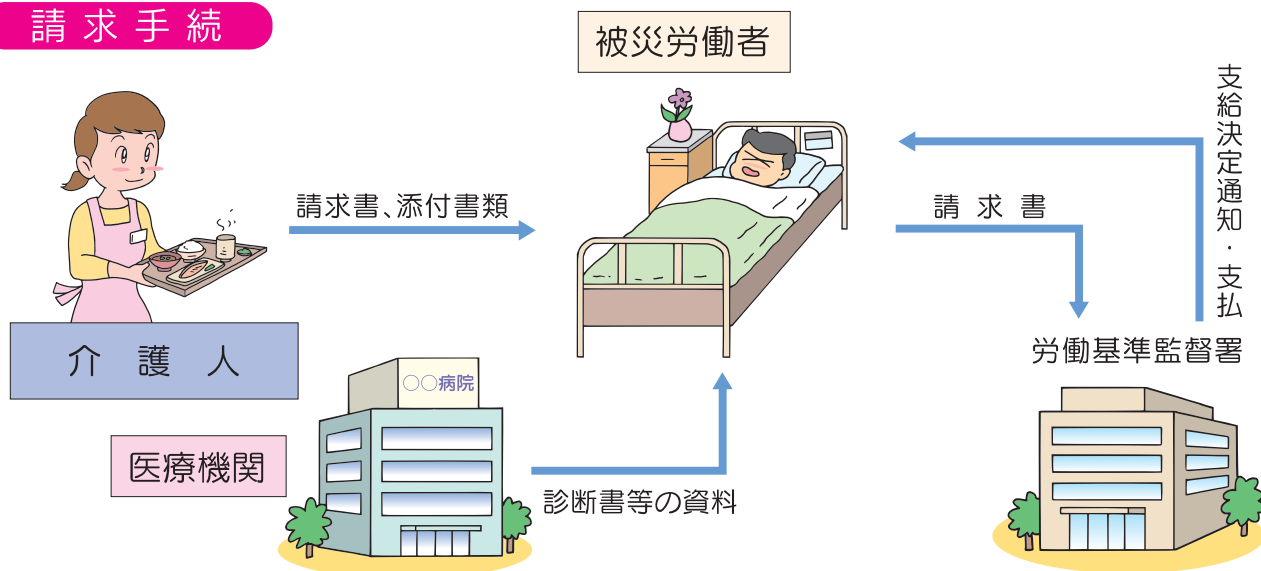
常時介護の場合は、介護の費用として支出した額が104,730円を上限として支給されます。

ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が56,790円を下回る場合は、一律56,790円が支給されます。

また、随時介護の場合は、介護の費用として支出した額が52,480円を上限として支給されます。

ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が28,400円を下回る場合は、一律28,400円が支給されます。

請求手続



8 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、血圧、血中脂質、血糖、肥満の4項目すべてに異常の所見が認められた場合には、二次健康診断及び特定保健指導を受けることができます（すでに脳・心臓疾患の病状を有している者を除く）。

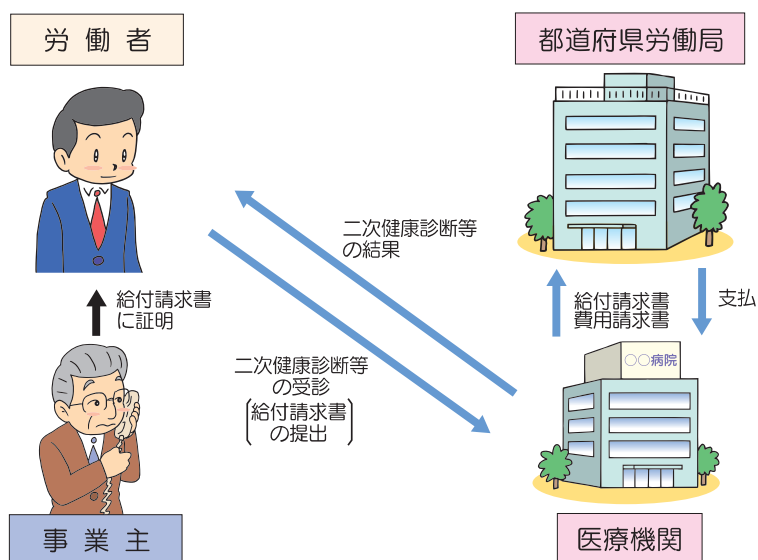
それぞれの内容は次のとおりです。

二次健康診断

- 空腹時血中脂質検査
- 空腹時血糖値検査
- ヘモグロビンA_{1c}検査
- 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）
- 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- 微量アルブミン尿検査

特定保健指導

- 栄養指導
- 運動指導
- 生活指導



9 そのほか③④⑤の場合、一定額の特別支給金と特別給与を基礎とする特別年金や特別一時金が支給されます。

◆社会復帰促進等事業

- 被災労働者の療養後における円滑な社会復帰を促進するため
義肢等補装具の購入（修理）に要した費用の支給、後遺障害に対するアフターケア等が受けられます。
- 被災労働者及びその遺族等の援護を図るため
労災就学援護費、労災就労保育援護費等が受けられます。
- 上記の他にも労働者の福祉の増進を図るための事業を行っておりますので、詳しくは、最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

電子申請について

労災保険給付の請求に係る諸手続については、電子申請により行うこともできます。詳しくは「電子政府の総合窓口」のホームページ（<http://www.e-gov.go.jp>）をご参照ください。

労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度が強化されました

平成17年11月1日から、事業主が故意または重大な過失により労災保険の成立手続を行わない期間中に事故が発生した場合、労災保険給付額の100%または40%が事業主から徴収されることになりました。

強化のポイント

1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「**故意**」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となった時から1年を経過してなお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「**重大な過失**」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付(*)の額に100%または40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

*療養開始後3年間に支給されるものに限りです。
また療養(補償)給付及び介護(補償)給付は除かれます。

費用徴収制度について

労災保険法には、法第31条第1項において、「政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない（いわゆる未手続の）期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる」という規定が設けられています。

この規定を費用徴収制度といいます。

費用徴収の実施例

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払が負担になることから、労災保険の成立手続を行っていなかった。

ところが、先般、従業員B（賃金日額1万円）が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

故意の場合

労災事故が起こる以前にA社が都道府県労働局の職員から労災保険の加入手続を行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の加入手続を行わなかった場合は、「故意」に成立手続を行わないものと認定され、保険給付額の100%の金額が費用徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} & \text{遺族補償一時金の額} (10,000\text{円} (\text{労働者の賃金日額}) \times 1,000\text{日分}) \\ & \times 100\% = 10,000,000\text{円} \end{aligned}$$

重大な過失の場合

A社について、労災保険の加入手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となった時から1年を経過してなお手続を行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の40%の金額が徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} & \text{遺族補償一時金の額} (10,000\text{円} (\text{労働者の賃金日額}) \times 1,000\text{日分}) \\ & \times 40\% = 4,000,000\text{円} \end{aligned}$$

※なお、労働保険の加入後においても、

- ◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合、当該災害に関して支給された保険給付額の最大40%
- ◇事業主が故意または重過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、当該災害に関して支給された保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

雇用保険制度

雇用保険とは労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上等を図るための事業も行っています。

手続を怠って(失念して)いた場合

雇用保険の適用事業となった場合は、所定の期限内に、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません(p 2～p 3参照)、何らかの事由により手続もれがあった場合には、過去に遡及して被保険者となったことの確認を行うこととなります。被保険者となったことの実事があった日を被保険者となった日とすることが原則ですが、雇用保険被保険者資格取得届の提出が雇入れ後相当期間経過してから行われた場合には、被保険者であったはずの期間が確認できないことにより、失業等給付の支給内容等に影響が出る場合がありますので、こうした手続もれが生ずることのないように十分注意することが必要です。

被保険者の範囲

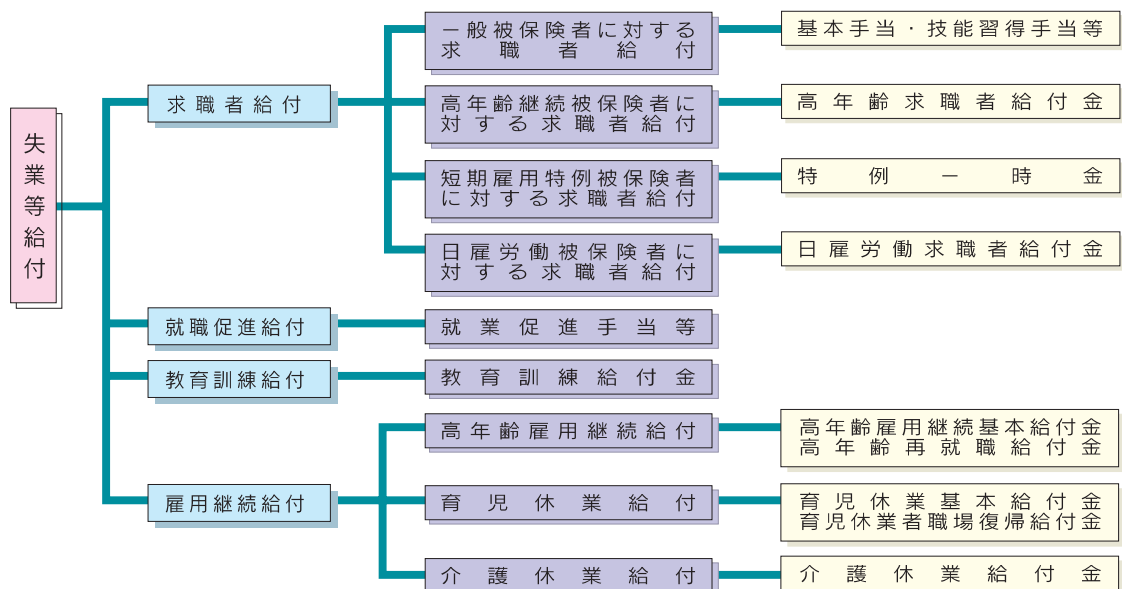
適用事業に雇用される労働者であって、65歳以上で新たに雇用される者など雇用保険法第6条各号に掲げる者以外の者は、原則として被保険者となります。

●被保険者の種類

1. 一般被保険者 (65歳未満の常用労働者)
2. 高年齢継続被保険者 (65歳を超えて引き続き雇用される者等)
3. 短期雇用特例被保険者 (季節的に雇用される者)
4. 日雇労働被保険者 (日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者)

失業等給付の種類

労働者(被保険者)が離職されたときなどに一定の要件で失業等給付を受けることができます。



雇用保険の基本手当の所定給付日数

① 倒産・解雇等による離職者（③を除く）

区分	被保険者であった期間	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上45歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満					240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

② 倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）

区分	被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢		90日	90日	120日	150日

③ 就職困難者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	150日	300日			
45歳以上65歳未満			360日			

基本手当を受ける要件

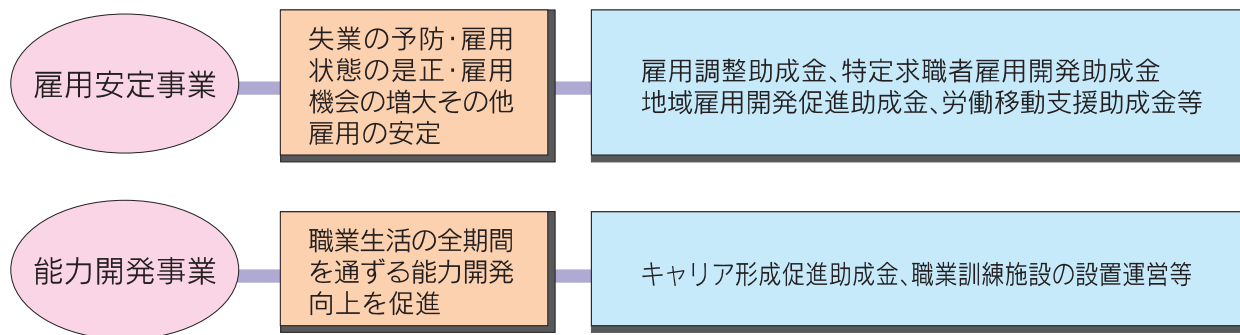
原則として離職の日以前2年間に、被保険者期間が12ヵ月以上（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上でも可）あり、再就職に対して積極的な意志と能力があることです。

基本手当の日額

原則として離職の日以前6ヵ月間に支払われた賃金の日額の50%～80%に相当する額です（ただし、離職の日において60～64歳の者については45%～80%に相当する額です）。

事業主の方には

雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させ、または教育訓練を受けさせる事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。



●雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練または出向を行った事業主に対して支給されます。

●特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

●キャリア形成促進助成金

労働者の職業能力の開発向上を図ることを目的として、事業内職業能力開発計画に基づき事業主がその雇用する労働者に対して教育訓練を行った、または自発的な職業能力開発の支援を行った事業主に対して支給されます。

以上の助成金以外にも各種助成金制度等があります。

電子申請について

雇用保険被保険者資格取得届等、雇用保険に係る諸手続については、一部を除き、電子申請により行うこともできます。詳しくは「電子政府の総合窓口」のホームページ（<http://www.e-gov.go.jp>）をご参照ください。

一般拠出金の申告・納付

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

石綿健康被害救済制度

石綿健康被害救済制度は、石綿（アスベスト）による健康被害の特殊性を考慮し、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づき創設されました。

この救済（医療費等の支給）に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業主の皆様からの拠出金によってまかなわれています。

対象の事業場

労災保険適用事業場の全事業主が対象です。

アスベストは、すべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため健康被害者の救済に当たっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業の事業主のみならず、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金をご負担いただいています。

（注）特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

納付方法（納付時期）

労働保険料と併せて申告・納付します。

継続事業における一般拠出金は①労働保険の年度更新手続、②事業終了（廃止）の際に労働保険料の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

（注）一般拠出金は労働保険料に比べ少額であるため、事業主の皆様の事務負担を考慮して一回で申告・納付が終了するように概算払い制度を採用しておりません。そのため、確定納付のみの手続きとなります。

また、算定の基礎となるのは前年度の賃金総額ですが、申告・納付していただくのは当年度分の一般拠出金となります。例えば平成23年度の年度更新（23.6.1～23.7.11）で申告・納付していただく一般拠出金については、平成22年度の賃金総額をもとに算定した額を平成23年度分として申告・納付していただくこととなります。

料率・算定方法

一般拠出金率は、業種を問わず、一律1000分の0.05です。

労災保険のメリット制対象事業場であっても、一般拠出金率についてはメリット制の適用はありません。

金額の算定方法は、事業主が前年度に労働者に支払った賃金総額（千円未満切り捨て）× 一般拠出金率（一律0.05／1000）です。

また、一般拠出金については全額事業主の負担となります。

有 期 事 業

平成19年4月1日以降に新たに開始した事業（工事等）の分を申告・納付します。

- ①単独有期事業・・・事業（工事等）終了時に、労働保険の確定保険料と併せて申告・納付します。
- ②一括有期事業・・・一括されている事業であっても、個々の事業（工事等）の事業開始年月日が平成19年4月1日以降のもののみ申告・納付対象となります。

事 業 廃 止 等

年度更新時に一般拠出金を納付した後、年度途中において事業を廃止等した場合、労働保険の確定保険料の精算手続と併せて、事業主が廃止等の時点までの間に労働者へ支払った賃金総額を基本に一般拠出金の納付手続を行っていただきます。

なお、労働保険料の確定精算により還付金が発生した場合、「還付請求書」の提出時に一般拠出金への充当を希望することによって一般拠出金の納付を行うこともできます。

電子申請・電子納付について

- ・労働保険の適用徴収関係手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。
- ・電子申請を利用することにより、都道府県労働局、労働基準監督署または金融機関の窓口へ出向くことなく、夜間、休日でも手続ができます。
- ・年度更新を電子申請した場合は、電子納付ができます。また、延納（分割納付）の申請をした場合の第2期以降の納付については、年度更新を電子申請していない場合でも電子納付ができます。
- ・労働保険の適用徴収関係手続の電子申請は、受付機能が平成22年1月より電子政府の総合窓口（e-Gov）に統合されました。

年度更新（P5 参照）の電子申請には便利な「アクセスコード」をご使用ください

○ 「アクセスコード」とは…

郵送された年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字が「アクセスコード」です。

○ 「アクセスコード」を使用すると…

年度更新申告書にあらかじめ印字されている内容（労働保険番号、保険料率等）と同じ項目を電子申請様式に取り込むことができます。これにより、前年度の申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。

電子証明書について

電子申請を行うにあたっては、「電子証明書」が必要となります。（※）

詳しくは下記ホームページ等にて、労働保険適用徴収関係手続で利用可能な電子証明書を発行している認証局をご確認のうえ、各認証局にお問い合わせください。

※ 社会保険労務士がアクセスコードを使用して電子申請による年度更新申告手続を行う場合は、事業主の電子署名を省略することができます。

電子申請等の詳しい内容については

「電子政府の総合窓口（e-Gov）」電子申請のページ (<http://www.e-gov.go.jp/>)
をご覧ください。

また、電子申請の事前準備や操作方法等については、

「電子政府利用センター」

・電話番号：0570-041041

・受付時間：9時から19時まで（土日祝祭日は17時まで）

へお問い合わせください。

様式第1号（第4条、第60条、附則第2条関係）

提出用

22年10月20日

労働保険 0: 保険関係成立届(継続) (事務処理委託届)
1: 保険関係成立届(有期)
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

中央 労働基準監督署長 公共職業安定所長 殿

※労働保険番号 (イ) 願います。(31600, 31601の時)
(ロ) 労働保険 (ハ) 雇用保険 の加入を申請します。(31602の時)

※修正項目番号 ※漢字 修正項目番号

① 事業主 住所又は所在地 氏名又は名称

② 事業主 郵便番号 所在地 千代田区霞が関1-X-X

③ 事業主 電話番号 03-XXXX-XXXX

④ 事業主 名称 株式会社カスミ商店

⑤ 事業の概要 食料品・日用品等の販売

⑥ 事業の種類 卸売業・小売業

⑦ 加入済の労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 労働保険 (ニ) 雇用保険 (ホ) 労働保険 (ヘ) 労働保険 (ヘ) 労働保険

⑧ 保険関係成立年月日 (労災) 22年10月18日 (雇用) 22年10月18日

⑨ 雇用保険被保険者数 一般・短期 10人

⑩ 賃金総額の見込額 34,095 千円

⑪ 所在地 郵便番号 電話番号

⑫ 委託事務組合 名称 代表者氏名 記名押印又は署名

⑬ 事業開始年月日 年 月 日

⑭ 事業終了年月日 年 月 日

⑮ 建設の事業の積立金額 円

⑯ 立木の伐採の事業の素材見込生産量 立方メートル

⑰ 住所又は所在地 郵便番号 氏名又は名称 電話番号

⑱ 事業主氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名

株式会社 カスミ商店

代表取締役 千代田カスミ

その年度における一か月平均雇用保険被保険者数のうち一般被保険者数と短期雇用特例被保険者数の合計を記入する。

賃金総額の見込額を記入する。

その年度における一か月平均雇用労働者数(延使用労働者数(臨時及び日雇を含む。))を所定労働日数で除したものをいう。を記入する。

一般被保険者数のうち高年齢労働者数を記入する。

① 保険関係成立年月日 (31600, 31601の時) 元号 平成は 7 月 22 日 10 月 18 日

② 事務処理委託年月日 (31600, 31602の時) 元号 平成は 7 月 22 日 10 月 18 日

③ 任意加入認可年月日 (31602の時) 元号 平成は 7 月 22 日 10 月 18 日

④ 雇用保険被保険者数 (31600, 31602の時) 元号 平成は 7 月 22 日 10 月 18 日

⑤ 賃金総額の見込額 (31600, 31602の時) 元号 平成は 7 月 22 日 10 月 18 日

⑥ 事業主氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名

株式会社 カスミ商店

代表取締役 千代田カスミ

すでに継続事業の一括の認可を受けている事業主の場合は、当該一括にかかる指定事業の所在地及び名称を記入する。

製造工程又は作業内容及び製品名等の事業の内容を具体的に記入する。

その年度における一か月平均雇用保険被保険者数のうち一般被保険者数と短期雇用特例被保険者数の合計を記入する。

保険関係が成立した日から保険年度末までの期間に使用する労働者にかかる賃金総額の見込額を記入する。

基礎保險條例會計學1級出題題

右端は

による
提出金

健康
は延び

被害
納で

の救済
の救済

0442

宋第 1

項に

基づ

100%

陳遠

用事主

業主

から新

⑦ 延納の申請欄
納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあっては20万円）以上で、延納を希望する場合には、保険料の納付回数を記入しします。
延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合

② 期別納付額

各期の納付額を
概算保険料額
きは、その端数
った額（2期分）

②⑤ 加入している労働保険一欄
 労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは(イ)と(ロ)を、労災保険のみに加入しているときは(イ)を、雇用保険のみに加入しているときは(ロ)を○で囲みます。

雇用保険適用事業所設置届

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 事業所番号

下記のとおりに届けます。

公共職業安定所長 殿

平成 22年 4月 2日

帳票種別

11001

1. 事業所の名称 (カタカナ)

カブシキカイシャ

事業所の名称 [つづき (カタカナ)]

コヨウホケン

2. 事業所の名称 (漢字)

株式会社

事業所の名称 [つづき (漢字)]

雇用保険

3. 郵便番号

100-8916

4. 事業所の所在地 (漢字) ※市・区・郡及び町村名

千代田区霞が関

事業所の所在地 (漢字) ※丁目・番地

1丁目2番2号

事業所の所在地 (漢字) ※ビル、マンション名等

5. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

03-5253-1111

市外局番

市内局番

番号

6. 設置年月日 (元号一年月日)

4-220401 (3 昭和 4 平成)

元号

年

月

日

7. 労働保険番号

50112345678000

府県

所掌

管轄

基幹番号

枝番号

※ 公共職業安定所
記載欄

8. 設置区分
(1 当然)
(2 任意)

9. 事業所区分
(1 個別)
(2 委託)

10. 産業分類

11. 台帳保存区分
(1 日雇被保険者のみの事業所)
(2 船舶所有者)

12. 事業主	(フリガナ) 住所 (法人のときは主たる 事務所の所在地)	トウキョウト チヨダク カスミガセキ 東京都千代田区霞が関1-2-2	16. 常時使用労働者数	100人				
	(フリガナ) 名称	カブシキガイシャ コヨウホケン 株式会社雇用保険		一般	100人			
	(フリガナ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ コヨウ タロウ 代表取締役社長 雇用 太郎	17. 雇用保険被保険者数	日雇	0人			
	13. 事業の概要 (漁業の場合は漁船の 総トン数を記入すること)	保険業		賃金締切日	25日			
14. 事業の 開始年月日	平成22年 4月 1日	※事業の 15. 廃止年月日	平成 年 月 日	18. 賃金支払関係	賃金支払日	当・翌月末日		
	19. 雇用保険担当課名				総務課 人事・給与係			
備考		※	所長	次長	課長	係長	係	操作者

(この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

(902) 2010. 2

雇用保険被保険者資格取得届

標準
字体

0123456789

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別

12101

1. 被保険者番号

4900-123456-7

2. 取得区分

2 (1 新規
2 再取得)

3. 被保険者氏名

適用 優子

フリガナ (カタカナ)

テキヨウ ユウコ

4. 変更後の氏名

フリガナ (カタカナ)

5. 性別

2 (1 男
2 女)

6. 生年月日 (元号一年月日)

3-521025 (2 大正 3 昭和
4 平成)

7. 事業所番号

4900-987654-3

8. 資格取得年月日

4-220401
元号 年 月 日9. 被保険者となったこと
の原因

4

10. 賃金 (支払の態様一賃金月額:単位千円)

1-300 (1 月給 2 週給 3 日給
4 時間給 5 その他)
百万 十万 万 千円

11. 雇用形態

4 (1 日雇 2 派遣
3 パートタイム 4 有期契約
5 季節的雇用 6 労働者
6 船員 7 その他)

12. 職種

1 (1~9)
第2面
参照

- 1 新規 (新規
雇用/学卒)
- 2 新規 (その他)
雇用
- 3 日雇からの切替
- 4 その他
- 8 出向元への復帰等
(65歳以上)

※
記
載
欄
※
公
共
職
業
安
定
所
欄

13. 取得時被保険者種類

1 (1 一般 2 短期常態
3 季節 4 高年齢 (任意加入)
5 出向元への復帰 (65歳以上)
等・高年齢)

14. 番号複数取得チェック不要

(チェック・リストが出力されたが、調査の
結果、同一人でなかった場合に「1」を記入。)

15. 契約期間の定め

1 有 契約期間 平成 220401 から 平成 230331 まで
年 月 日 年 月 日
契約更新条項の有無 2 (1 有
2 無)16. 1週間の所定
労働時間 ((39)時間()分)

17. 事業所名 (株)厚生労働

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2-1

事業主氏名 厚生 太郎

電話番号 03-5253-1111

記名押印又は署名

厚生

平成 22年 4月 7日

公共職業安定所長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			印

※	所 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作 者
---	--------	--------	--------	--------	---	-------------

18.	国 籍		在留資格	
	備 在 留 期 間		資格外活動許可の有無	
	西 暦 年 月 日まで		有 ・ 無	
考	☐ 派遣・請負労働者として主として 17以外の事業所で就労する場合			

※	備
考	確認通知 平成 年 月 日

様式第34号の11(表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書(海外派遣者)

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

① 団体の名称又は事業主の氏名 (事業主が法人その他の団体であるときはその名称)	国際商事株式会社				
② イ 労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
	13	1	01	003503	
フリガナ	コクサイショウジカブシキガイシャ				
ロ 名称	国際商事株式会社				

様式第34号の10(表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書(一人親方等)

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

① イ 名称	セイトウケンセツギョウキョウドクミアイ
ロ 代表者の氏名	組合長 丸山 豊
ハ 事業又は作業の種類	建設の事業

様式第34号の7(表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書(中小事業主等)

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

① 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)	山田塗装有限公司					
② イ 労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	
	13	1	01	900105005		
フリガナ	ヤマダトソウコウゲンガイシャ					
ロ 名称	山田塗装有限公司					
ハ 事業場の所在地	東京都千代田区霞が関△△					
③ 特別加入予定者	*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。				加入予定者数 計 5 名	
整理番号	特別加入予定者の氏名	事業主との関係	業務の内容 業務の具体的内容	特定業務との関係	業務歴 希望する給付 基礎日額	備考
1	山田 太郎	代表取締役	一般建築物の塗装 (トルエン、キシレン) 9:00~17:30	イ 前に入作業を行う業務 ロ 既設工事使用の業務 ハ 新築工事 ニ 有償設計業務 ホ 該当なし	最初に 従事した年月 平成57年10月 に 従事した期間 の合計 23年7月	18,000
2	山田 花子	取締役	経理、事務作業一般 9:00~17:30	イ 前に入作業を行う業務 ロ 既設工事使用の業務 ハ 新築工事 ニ 有償設計業務 ホ 該当なし	最初に 従事した年月 平成57年10月 に 従事した期間 の合計 23年7月	5,000
3	山田 太一	取締役	一般建築物の塗装 (トルエン、キシレン) 9:00~17:30	イ 前に入作業を行う業務 ロ 既設工事使用の業務 ハ 新築工事 ニ 有償設計業務 ホ 該当なし	最初に 従事した年月 平成57年8月 に 従事した期間 の合計 12年9月	12,000
4	山田 二郎	取締役	一般建築物の塗装 (トルエン、キシレン) 9:00~17:30	イ 前に入作業を行う業務 ロ 既設工事使用の業務 ハ 新築工事 ニ 有償設計業務 ホ 該当なし	最初に 従事した年月 平成57年10月 に 従事した期間 の合計 10年7月	12,000
5	山田 三郎	取締役	経理、事務作業一般 9:00~17:30	イ 前に入作業を行う業務 ロ 既設工事使用の業務 ハ 新築工事 ニ 有償設計業務 ホ 該当なし	最初に 従事した年月 平成57年10月 に 従事した期間 の合計 10年7月	5,000
④ 労働保険事務の処理を委託した年月日	平成22年 4 月 5 日					
⑤ 労働保険事務組合の証明 上記④の日より労働保険事務の処理の 委託を受けていることを証明します。	名 称 労働保険事務組合 上石神井商工会 郵便番号 177-0044 電話番号 03-0920-XXXX 労働保険事務組合の主たる事務所 の所在地 東京都練馬区上石神井△△△ 代表者の氏名 小林 一郎					
⑥ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して14日以内)	平成22年 5 月 1 日					

上記のとおり特別加入の申請をします。

郵便番号 100-8916 電話番号 03-5253-XXXX

住所 東京都千代田区霞が関△△△
事業主の氏名 山田塗装有限公司

東京 労働局長 殿

代表取締役 山田 太郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

加入予定者数 計 4 名

希望する給付
基礎日額

備考

16,000

14,000

14,000

14,000

5 月 1 日

03-5253-XXXX

霞が関△△△

補償 太郎
るときはその名称及び代表者の氏名)

協同組合規約

同組合災害防止規約

日

017-734-XXXX

△

豊



●労災保険率表

(平成21年4月1日改定)

事業の種類の分類	番 号	事業の種類	労災保険率
林 業	0 2又は0 3	林業	60/1000
漁 業	1 1	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	32/1000
	1 2	定置網漁業又は海面魚類養殖業	41/1000
鉱 業	2 1	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰鉱業	87/1000
	2 3	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	30/1000
	2 4	原油又は天然ガス鉱業	6.5/1000
	2 5	採石業	70/1000
	2 6	その他の鉱業	24/1000
建 設 事 業	3 1	水力発電施設、ずい道等新設事業	103/1000
	3 2	道路新設事業	15/1000
	3 3	舗装工事業	11/1000
	3 4	鉄道又は軌道新設事業	18/1000
	3 5	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	13/1000
	3 8	既設建築物設備工事業	14/1000
	3 6	機械装置の組立て又は据付けの事業	9/1000
	3 7	その他の建設事業	19/1000
製 造 業	4 1	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6.5/1000
	6 5	たばこ等製造業	5.5/1000
	4 2	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5/1000
	4 4	木材又は木製品製造業	15/1000
	4 5	パルプ又は紙製造業	7/1000
	4 6	印刷又は製本業	4.5/1000
	4 7	化学工業	5/1000
	4 8	ガラス又はセメント製造業	7.5/1000
	6 6	コンクリート製造業	14/1000
	6 2	陶磁器製品製造業	18/1000
	4 9	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000
	5 0	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7/1000
	5 1	非鉄金属精錬業	8.5/1000
	5 2	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	7.5/1000
	5 3	鋳物業	19/1000
	5 4	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	11/1000
	6 3	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	7.5/1000
	5 5	めつき業	6/1000
	5 6	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	6.5/1000
	5 7	電気機械器具製造業	3.5/1000
	5 8	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	5/1000
	5 9	船舶製造又は修理業	23/1000
	6 0	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	3/1000
	6 4	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4/1000
	6 1	その他の製造業	7.5/1000
運 輸 業	7 1	交通運輸事業	5/1000
	7 2	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	11/1000
	7 3	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	12/1000
	7 4	港湾荷役業	17/1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	8 1	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3.5/1000
そ の 他 の 事 業	9 5	農業又は海面漁業以外の漁業	12/1000
	9 1	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1000
	9 3	ビルメンテナンス業	6/1000
	9 6	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7/1000
	9 7	通信業、放送業、新聞業又は出版業	3/1000
	9 8	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	4/1000
	9 9	金融業、保険業又は不動産業	3/1000
	9 4	その他の各種事業	3/1000
	9 0	船舶所有者の事業(※)	50/1000

●労働保険料の算定基礎

賃金総額に算入するもの
・基本給、固定給等基本賃金
・超過勤務手当、深夜手当、休日手当等
・扶養手当、子供手当、家族手当等
・宿・日直手当
・役職手当、管理職手当等
・地域手当
・住宅手当
・教育手当
・単身赴任手当
・技能手当
・特殊作業手当
・奨励手当
・物価手当
・調整手当
・賞与
・通勤手当
・定期券、回数券等
・休業手当
・雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合）
・住居の利益（社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合）
・いわゆる前払い退職金（労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの）

※平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。

となる賃金早見表（例示）

●雇用保険率表

賃金総額に算入されないもの
・休業補償費
・結婚祝金
・死亡弔慰金
・災害見舞金
・増資記念品代
・私傷病見舞金
・解雇予告手当 （労働基準法第20条の規定に基づくもの）
・年功慰労金
・出張旅費、宿泊費等 （実費弁償的なもの）
・制服
・会社が全額負担する生命保険の掛金
・財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等 （労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等）
・創立記念日等の祝金 （恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く）
・チップ （奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く）
・住居の利益 （一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合）
・退職金 （退職を事由として支払われる場合であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの）

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$
農林水産 清酒製造の事業	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{7}{1000}$
建設の事業	$\frac{18.5}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7}{1000}$

（平成22年10月1日現在）

◎雇用保険の被保険者負担額と端数処理について

雇用保険の被保険者負担額は、労働者（被保険者）に支払われた賃金額に被保険者負担率をかけて算定します（なお、従来用いられていた「一般保険料額表」については、平成17年3月31日限りで廃止となりました。）

この被保険者負担額については、事業主は、労働者に賃金を支払う都度、その賃金額に応ずる被保険者負担額を、賃金から控除することができます。

この額に1円未満の端数が生じた場合、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第3条に基づき、債務の弁済額に50銭未満の端数があるときには切り捨て、50銭以上1円未満のときには1円に切り上げることとなります。

なお、この端数処理は、債務の弁済を現金で支払う時点で行うことから、雇用保険の被保険者負担額を賃金から源泉控除する場合には、事業主が被保険者に控除後の賃金を現金で支払う時点で端数処理を行うこととなるため、結果として50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

ただし、これらの端数処理の取扱いは、労使の間で慣習的な取扱い等の特約がある場合にはこの限りではなく、例えば、従来切り捨てで行われていた場合、引き続き同様の取扱いを行ったとしても差し支えありません。

まだ、労働保険の成立手続をとられていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）で成立手続をしましょう。また、ご相談・お問い合わせについても、お気軽におたずねください。

労働保険制度についてよくある質問

Q 労働保険とは何ですか。

A 労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の納付等については原則一体のものとして取り扱われています。労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。詳しくはP1をご覧ください。

Q 労働保険に加入するにはどうすればいいですか。

A 労働保険の適用事業となったときは、まず労働保険の保険関係成立届を会社の住所を管轄する労働基準監督署または公共職業安定所（※1）に提出します。そして、その年度分（※2）の労働保険料（適用事業となった日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険料率をかけた額（1円未満切捨て）となります）を概算保険料として申告・納付していただきます。

（※1）労働基準監督署または公共職業安定所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

（※2）労働保険では、4月1日から翌年の3月31日を1つの年度としています。

また、雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

詳しくはP2及びP3をご覧ください。

Q 労働保険に加入していないと、どのような罰則がありますか。

A 加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に手続きを行わない事業主に対しては、行政庁の職権による加入手続き及び労働保険料の決定（認定決定といいます）を行います。その際は、遡って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金を徴収します。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない期間中に労働災害が発生し、労災保険給付が生じた場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収することになります。

詳しくはP15及びP16をご覧ください。

Q 労働保険料は全額事業主負担ですか。

A 労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）をかけた額です（1円未満切捨て）。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっています。

◎労災保険・・・全額事業主負担

◎雇用保険・・・事業主と労働者双方で負担（負担率についてはP29をご覧ください）